

祭神 五十猛命 韓神曾保里神 有功神
大屋彥神

創建の年代詳ならぬど、延喜式神名帳に「増喙郡韓神宇豆峯神社」とある神社なり。神名帳考證に「五十猛命日本紀云、五十猛命天降之時、將樹種而下、然不殖韓地」盡以持歸、始自筑紫、凡大八洲之内、莫不播殖而成。青山焉神社観錄に「宇豆峯は鳥頭美禰と訓むべし、祭神五十猛神、韓神、曾富理神山陵考の或武天兒屋國分郷上井村に在す」考とあり、三國神社傳記に「韓國大明神鎮座於國分上井村、所祭天兒屋根命と云、今從はず」、鎮座年月詳ならず、宇豆峯矢嶽本郷山元門之上に在り此所上古鎮座之地也。今之社頭は此所より辰巳方四五町許下之地也、寶曆五亥五月より造替、同二十日寶殿柱立云々、井上宮内並中馬采女モミ其外諸人出會遷宮有之、祭米一石二斗、按今韓國嶽と云は、義島の西嶽也、此を韓國と云へる事、古事記云天津日子番能邇々杵尊云々天降坐于筑紫日向之高千穗之久士布流多氣云々、於是詔之、此地者向韓國真來通笠沙之御前而朝日之直刺國、夕日之日照國也とあるを、伊勢人本居宣長が説に云、於是詔之云々、此處の文は必ず於是脅肉韓國真來通笠沙之御前而詔之、此者云々とありけむを、詔之此地者の五文字錯れて上に移り、脅字脱肉字は向に誤れるものなり、其故は、書紀に脅肉之空國、自順宮竟國行去云々などある文どもと合せて思ふにも、又語のさまを思ふにも、眞來通の語は必地の語にして詔ふ御言には非ずかし、韓は借字にて空虛國の義にて、即ち書紀の空國なり、さて脅肉空虛國は書紀の口訣に、脅穴之空國、仲哀紀曰、熊襲國者脅之空國也、脅脊也、無肉以譬、不毛之地と云ひ、纂疏に空國即不毛之地とあり、これらの意なり、神名帳大隅國增喙郡韓國宇都峯神あり、此韓國も此處なると一つと聞ゆとあり、韓國の名は此考の如くなるべきか、韓國嶽と宇豆峯とは今其間

相去ること里許もあるべし、されど古に韓國と云ひしは其指す所廣かるべし」と記せり、地理纂考には祭神に就きて「上井の宇豆峯社は祭神の説區々にて、社傳は兒屋根命なり、一説には五十猛命、韓神、曾富理三坐にて、其中二坐は甲冑を帶び軍裝の形なれば、韓國防禦の爲めに築きたる城跡なりといふ云々」とあり、社記に「宇豆峯とは山林の美稱なり、舊社地は其巖に在り、土俗に宇治と稱す、今之地へ遷坐は永正以前なるべし、永正元年甲子十二月棟札に奉仕三座とあり、又當社所在の字を内門と云、内門は宇豆峯なりしなぞ後世内門と說りしならん、隣地の字に美の前と云ふ所あり、是れ亦峯の前にて宇豆峯の前なれば云ふなるべし云々」とあり、明治六年五月縣社に列す。

社殿は本殿、向拜、廊下、拜殿、神饌所等を具備し、境内地三千八百四十坪(官有地第一種)あり。

境内神社

荒人神社

若宮神社

田

神

社

門守神社

右兩社

例祭日 三月九日

會計法適用

指定年月日

神饌幣帛料供進
指定期年月日
縣令第一號
百三十九戶

氏子戸數
崇敬者員數
未詳

○鹿兒島縣大隅國始良郡東國分村大字山ノ口
縣社
祭神 大穴持命 少彦名命 大歲命
大穴持神社